

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>川越所沢線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>川越市新宿町三丁目一番一、二地先から 同市新宿町三丁目一番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十一月十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日埼玉県川越 県土整備事務所長告示第二十二号 で告示した道路予定区域の供用開 始である。 延長五三・五〇メートル</p>	<p>備 考</p>